

- 6月12日、法第5条第3項に基づき内閣総理大臣から福島復興再生基本方針案に対する意見聴取。【平成24年7月の閣議決定以来初めての変更】
- 5月の改正法施行後、国との協議を重ねた結果、基本方針案は、避難指示解除後の生活環境整備、特定復興再生拠点の整備、福島イノベーション・コースト構想推進のための施策など、広範な分野において、今後の本県復興に必要な施策が盛り込まれている。
- 市町村からも聴取した意見も踏まえ、政府に対し、本方針案に基づく施策実施に必要な予算の確保、避難指示・解除区域の復興及び再生等について、国として本方針案の記載を遵守し、確実に取り組むこと等について意見を提出することとしたい。

基本方針案の構成

＜第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生＞

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

＜第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生＞

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第3 特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に関する基本的な事項

＜第3部 福島全域の復興及び再生＞

第4 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第6 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第7 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第8 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

第9 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第10 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

福島県知事意見(案)の概要

国は、本方針に基づき、以下の施策・事業に確実に取り組むこと。

1. 施策実施に必要な予算の確保

⇒ 帰還困難区域の復興及び再生、生活環境の整備、インフラ整備、営農再開、事業・生業の再生、福島イノベーション・コースト構想の着実な推進、風評被害払拭等のため、原発事故という特殊な事情を踏まえつつ、**長期にわたる本方針の着実な実施のために必要な予算の確保。**

2. 避難指示・解除区域の復興及び再生

⇒ 12市町村の将来像具現化、放射線による健康影響等への不安払拭、中間貯蔵施設の整備、帰還困難区域の避難指示解除・復興再生、インフラ整備に伴い発生する廃棄物への対応、**特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定、特定復興再生拠点区域の柔軟な設定** 等

3. 安心して暮らすことのできる生活環境の実現

⇒ 分かりやすいリスクコミュニケーションの推進、健康管理調査の実施、農林水産物等の放射性濃度測定の実施、教育機会の確保 等

4. 福島イノベーション・コースト構想の推進等

⇒ **福島イノベーション・コースト構想の推進**、福島新エネ社会構想の実現、医療関連産業・航空宇宙関連産業・ロボット関連産業の集積 等

5. その他福島の復興及び再生を推進するための措置

⇒ 廃炉・汚染水対策の実施、鳥獣被害対策の実施、風評被害対策の実施、追悼・祈念施設(仮称)やアーカイブの整備、人材確保支援、復興・創生期間後の継続した取組 等

福島復興再生基本方針に関する事項

（福島復興再生基本方針の策定等）

第5条 政府は、第二条に規定する基本理念にのっとり、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「福島復興再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項
- 二 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 三 第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の同条第六項の認定に関する基本的な事項
- 四 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 五 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 六 第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項
- 七 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 八 第八十一条第一項に規定する重点推進計画の同条第五項の認定に関する基本的な事項
- 九 関連する東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所の事故による災害をいう。第三十二条第一項第二号において同じ。）からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、福島の復興及び再生に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、福島県知事の意見を聴いて、福島復興再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 福島県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、福島復興再生基本方針を速やかに変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による福島復興再生基本方針の変更について準用する。